

平成29年度・第4回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	平成30年2月8日(木曜日) 午前・午(後) 1時30分				
開催場所	富士見市役所 第2委員会室				
会議時間	開会	午前・午(後) 1時30分	議長	萩元 寶三郎	
	閉会	午前・午(後) 3時00分			
出席者数	委員 13名 事務局員 11名				
出席委員	会長	萩元 寶三郎	委員	小柳 聡	
	会長代理	吉野 欽三	委員	池内 八十四郎	
	委員	新井 政子	委員	近藤 静江	
	委員	黒田 隆夫	委員	伊藤 哲洋	
	委員	加治 隆	委員	飯島 達也	
	委員	梶 美智子	委員	北村 善男	
	委員	田中 聰行	委員		
欠席委員	委員	濱田 英治	委員	厚澤 茂男	
	委員	斉田 征弘	委員	坂本 益雄	
	委員	長島 康治	委員		
参 与					
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課副課長	久保田 智子	担当書記
	市民生活部長	松田 豊	保険年金課主	三村 崇	
	市民生活部副部長兼 収税課長	清水 昌人	保険年金課主	上村 圭介	
	健康増進センター所長	望月 多恵	収税課副課長	真中 剛	
	保険年金課長	塩野 英樹	収税課副課長	吉田 兼治	
	保険年金課副課長	横田 信二			
会議録署名委員	黒田 隆夫 委員 池内 八十四郎 委員				

◎市長より諮問

○保険年金課副課長 お時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、星野市長より諮問を会長にお願いいたします。

○市長 平成30年2月8日、富士見市国民健康保険運営協議会会長、萩元寶三郎様。

諮問書。諮問第1号 平成29年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について、諮問第2号 平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算について、以上2本。よろしくお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、本日の会議の前に、資料の確認と報告がございます。

まず、資料の確認ですが、先日お送りさせていただきました次第、資料1、資料2をお持ちいただいておりますでしょうか。本日机の上に配付をさせていただきました資料の確認でございます。まず、A4横、国民健康保険税「多子減免制度」の創設について、A4縦、平成30年度富士見市国民健康保険の概要について、①、保険証と記入されていますA4横のホチキス止めの様式集、富士見市国民健康保険保健事業実施計画、その下に第2期データヘルス計画と書かれておりますふわっぴーが表紙の冊子、富士見市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画の冊子、その下に「埼玉の国保」が4冊、「見て納得、埼玉の国保」という冊子、「国民健康保険の安定を求めて」という冊子をお配りしておりますので、ご確認をお願いいたします。資料の確認をありがとうございました。

また、本日2号委員であります濱田委員、斉田委員、3号委員の長島委員、4号委員の厚澤委員と坂本委員、以上の委員の欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまより平成29年度第4回富士見市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

(午後 1時30分)

◎会長挨拶

○保険年金課副課長 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長であります萩元様よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中ご出席いただきましたことにつ

きまして、まず心から厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございます。常日ごろは、皆様方には国民健康保険運営協議会に対しましてご指導とご支持、ご鞭撻をいただいておりますことにつきまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、皆様方には昨年の6月の29日、8月の3日におきまして、もう既にご案内のとおり、平成30年の4月1日から国保事業につきましても大改革という部分から、県に移管をすることになりまして、その事前と申しまししょうか、富士見市の国民健康保険につきましても税率改正をとということで、皆様方にご協議をいただきました。また、課税方式につきましても、今現在は4方式ということになっているわけでございますけれども、その課税方式につきましても2方式ということで改めさせていただくことにつきまして、先ほど申し上げましたとおり、6月の29日、8月の3日に継続審議をとらせていただいたわけでございますけれども、全ての案件が皆様方のご協力によりまして承認可決ということに相なりまして、市の執行部のほうといたしましても12月の定例議会に提案させていただきまして、これがもう既に皆様方のお手元にも事務局からご連絡いただいているわけでございますけれども、原案可決に相なったところでございます。これもひとえに皆様方のご協力のたまものと心から厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、本日はただいま市長のほうから2件の諮問をいただきました。そのうちの1号諮問につきましては、29年度の補正予算、それから2号につきましては、平成30年の当初予算ということでございます。当初予算につきましても先ほど申し上げましたとおり、この事業の大改革が行われまして初めての予算を組むということでございまして、昨年と比較いたしますと、かなりの部分が実際に県に移管されるということになっております。その部分につきまして本日はつぶさに検討していただきまして、原案可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

◎市長挨拶

○保険年金課副課長 続きまして、保険者であります星野市長よりご挨拶申し上げます。

○市長 それでは、皆さん、こんにち。ただいま萩元会長さんから力強いご挨拶を

いただきましたので、私も負けずにと思っているところでございます。本日はご多用のところを委員皆様にはご出席を賜り、第4回の富士見市国民健康保険運営協議会が開催できまして、本当にありがとうございます。

そして、ご挨拶の中にごございました12月の定例会におきましては、賦課方式の変更、税率の変更または限度額の引き上げということで大変大きな諮問をさせていただいた答申を受けましての私どもの議会でごございました。おかげさまで原案可決ということで、この4月1日に向けて滑り出しを切ったところでございます。

また、この影響を受けまして、本日、富士見市議会の皆様に対しまして議案説明会を行いました。平成30年度の当初予算の説明なども加えさせていただきましたので、長時間で今、説明会が終わったところでございますが、いわゆる繰出金でございますが、財源の確保など大変いろいろな問題があったわけでございますが、繰出金につきましては、平成29年度では10億を計上してございましたが、新年度の予算、30年度では7億円ということで縮減を果たすことができました。まだこれから議会がございまして、可決をいただかなければスタートはできませんが、こうした健康保険、国保の状況をしっかりと捉まえてよい方向にしっかりと我々運営を執行部といたしましては頑張ったいと考えております。

今日は、ただいま諮問させていただきましたとおり、補正予算と平成30年度の当初予算の2件でございます。委員皆様方には慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

また、30年度以降、4月1日以降は、いわゆる市民の皆様へ保険税が変わったということをやはり周知をしっかりとさせていただいて、混乱なくスムーズに、また激変緩和なども施してございます。今日も多子世帯向けの案件を議題として報告させていただくことになっておりますが、こうしたいわゆる激変緩和、そしてなかなか納税に苦慮される市民の皆様方に対しましても配慮するよう努力をしているところでございます。どうぞご理解をお願い申し上げたいと思います。

結びに当たりまして、私もインフルエンザにかかりました。危なくここにいらっしゃいます小柳先生にうつすところでごございましたが、今日お元気で出席をいただいておりますので、どうぞ委員皆様方にもご健康にご留意をいただきまして、これからのまだ数カ月残りますが、元気でのご活躍をご祈念申し上げたいと思います。

最後に、国民健康保険事業の運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保険年金課副課長 なお、市長におきましては、所用により、ここで退席をさせていただきますので、ご了承願います。以後の進行につきましては、萩元会長よりお願いいたします。

○会長 わかりました。それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

◎会議録署名委員の選出

○会長 それでは、会議録の署名委員につきまして、ご報告させていただきます。

本日の会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員には、黒田委員、池内委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎諮問事項

○会長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問事項、諮問第1号 平成29年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）につきまして議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、皆さん、こんにちは。今年度は、国保運営協議会最後の委員会となりますが、大勢の委員の方にご出席をいただきまして、ありがとうございます。今年は例年になく寒い日が続いております。また、インフルエンザも非常に流行しており、特に子供たちや高齢の方を中心に拡大しているところでございます。皆様におかれましても、予防をしっかりしていただきまして、健康に留意してお過ごししていただきたいと考えております。よろしくお願い致します。

本日は、先ほど市長から諮問させていただきました平成29年度の補正予算、またそして都道府県化になって初めての30年度の予算でございます。この2つにつきましてよろしくお願いをいたします。また、先ほど市長からも話があったように、皆様には今回都道府県化に伴いまして本市での税率改定、また賦課限度額の引き上げ、方式変更等々を1年間審議していただきまして、さきの12月議会で可決をすることができました。事務局としても報告をさせていただきます。ありがとうございます。それでは、着座にて失礼いたします。

諮問第1号、資料1になります。平成29年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。1枚めくっていただきまして、A3横の資料になります。説明資料といたしまして、上に今回の歳

入、歳出の部分に記載させていただいております。平成29年度補正で歳入歳出ともに5億5,368万5,000円の減額補正をお願いするところがございます。大きな要因といたしましては、全体的な被保険者が大幅に減ったということ、またそれに伴いまして保険給付費が下がったというものでございます。また、共同事業につきましても県全体の医療費が伸びなかったということで、これも2億近くの減額となっております。

それでは、細かい部分の説明をさせていただきます。まず、下の歳出からご覧ください。上から1番目と2番目が保険給付費になります。上が一般療養給付費、下が高額医療費でございます。上の一般につきましましては、補正で2億4,262万7,000円の減額、また高額医療分といたしましては、5,239万5,000円の減額をさせてもらうものでございます。この要因といたしましては、平成28年度決算見込み額で保険給付費が非常に伸びていたため、この29年の当初予算を組むときに約5.8%増で試算をさせていただいております。しかしながら、29年度は被保険者が予想より大幅に減っているため、現在の伸び率が4%を超えた程度で伸びていることから、減額をさせていただくものでございます。

また、その下、共同事業拠出金の部分でございます。高額医療費拠出金と保険財政安定化事業拠出金でございます。ここの部分につきまして、高額で約6,510万円、保険財政安定化で2億5,837万4,000円の減額をさせていただきたいと考えております。要因といたしましては、県からの額の確定でございます。県全体の保険給付費が伸びなかったということで、拠出と交付の部分で減額になったというものでございます。

また、その下、保健事業でございます。ここの部分につきましましては、613万5,000円の減額をお願いするものでございます。これは糖尿病重症化予防事業の負担金の額の確定により補正をさせていただくものでございます。

一番下になりますが諸支出金でございます。予算現額では1,000円の予算措置をしておりましたが、7,094万6,000円を増額補正させていただきます。これは、28年度の療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金が確定しましたので、精算に伴う返還金でございます。歳出は以上でございます。

上に戻っていただきまして、歳入の部分でございます。上から3つが国庫支出金になっております。一番上の療養給付費等負担金でございますが、これは保険給付費に対しまして国から補助が出るものでございますが、保険給付費が減額になったということで、1億261万4,000円の減額でございます。

また、その下、高額医療費共同事業負担金でございます。拠出金が減額になったことにより負担金が下がったため、1,627万5,000円の減額でございます。

3番目の財政調整交付金でございます。国から保険給付費に対して7%の負担金が交付されるものですが、これも保険給付費が下がったことにより、2,244万8,000円の減額となっております。

その下、4番目の療養給付費交付金でございます。これは退職者医療制度の部分でございます。額の確定により補正させていただくものでございます。3,712万2,000円の増額となっております。

また、県支出金でございますが、先ほど説明させていただきました2番目の国庫支出金と同じ4分の1の負担をしていただける部分でございますので、1,627万5,000円の減額となっております。

共同事業交付金でございます。高額医療費共同事業交付金と保険財政安定化事業交付金でございます。これにつきましても、県全体の医療が減ったということで減額されたということでございます。高額につきましては3,294万1,000円の減額、また保険財政安定化事業交付金につきましては2億4,181万3,000円の減額でございます。

一番下の繰入金の部分でございますが、基金繰入金、名称でいきますと保険給付費支払基金の繰り入れでございます。保険給付費の支払いについて不足が生じた場合に、この基金から支払うという形で1,000万円程度の積み立てがございました。実際、補正により対応してまいりましたので、この基金を取り崩したことはございませんでした。平成30年度からは、都道府県化によりまして今後の保険給付費の支払いにつきましては、全て県から交付金として歳入がございまして、この基金に必要性がなくなったということで、廃止に伴いまして国保特別会計へ歳入するものがございます。

総額で5億5,368万5,000円を歳入歳出ともに減額補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局のほうからご説明をいただきました。ここでご質疑をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 なければ、諮問第1号につきましては討論ございますか。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、諮問第1号につきまして賛成の方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。よって、諮問第1号につきましては承認されました。

続きまして、諮問第2号 平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算についてを議題といたします。事務局よりご説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、続きまして資料番号2、諮問第2号 平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算についてご説明をさせていただきます。資料を1枚めくっていただけますでしょうか。まず、本日お配りしました平成30年度富士見市国民健康保険の概要についてというものがございます。A4縦でございます。当初予算に入る前に、国民健康保険の概要につきまして少しお話をさせていただきます。

まず初めに、都道府県化についてでございます。皆さんご存じのとおり、国は市町村国保における脆弱な財政基盤など構造的な問題の解決策の一つとして、平成30年度から公費3,400億を毎年投入し、財政基盤を強化した上で国保の都道府県化を実施してまいります。また、市町村は、引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを行ってまいります。

本市におきましても国保の財政安定のため、平成30年度から32年度までの3年間で段階的に12.5%までの税率改定を行わせていただき、それと同時に現在医療部分での賦課方式4方式を2方式へと変更させていただきます。

本市の国保の現状を少しお話しさせていただきます。被保険者数でございますが、ここ数年減少傾向となっているわけでございます。後期高齢者医療制度や、また社会保険へ移られる方が非常に多くなっているというのが要因でございます。平成30年度予算でいきますと、29年度予算に比べまして、2,224人減の2万4,193人で試算をさせていただいております。

続きまして、保険税の推移でございます。ここ数年は、やはり被保険者が減少しているということで減少傾向でございます。また、平成30年度以降につきましても、高齢化により減少傾向が見込まれ、平成30年度から税率改定の実施により、収納率1%減を含め88.95%の収納率で今回の保険税を試算してさせていただいております。そうしますと、平成30年度の収納予算現額は20億6,279万3,000円とさせていただきます。平成30年度の税率改定は2.9%とさせていただきますので、約5,000万円の増額を見込んでおりましたが、実際は被保険者の減少が大きく上回っており、29年度予算と比較すると改定をし

でも約1億5,000万円の減となっているのが現状でございます。

3番目の県支出金でございます。今年度より、新しい項目として保険給付費交付金がございます。県が財政運営を行うことにより、保険給付費医療費分の必要な費用額全額が、県より保険給付費交付金の普通交付金として各市町村に交付されることとなります。保険給付費交付金を73億1,141万9,000円と試算させていただいております。

4番目の一般会計繰入金でございます。これは昨年に比べて減少しております。一般会計繰入金には、法で定められた法定内繰入れ分として出産一時金や事務等繰入れがございます。もう一つ、法定外繰入れ、これが赤字繰入れと言われます医療の不足分の2種類がございます。この法定内、法定外を含めると、平成30年度は7億7,841万5,000円となっております。その中で純粋な赤字補填分、法定外と言われている部分でございますが、今年度は6億5,998万6,000円を予定しております。この法定外繰入れにつきましては、保険税収入の不足等により大きく影響を受けるものでございます。平成29年に比べ約3億円の減額となっておりますが、決算時には、5億円台になると考えております。また、一般会計からの繰入れにつきましては、税率改定の諮問時に皆様にお示ししたときは、平成30年度は5億7,000万円前後になるというようなお話をさせていただいております。しかしながら、予算時におきましては、被保険者数の人数を計算いたしますと、6億5,998万6,000円となるものでございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、歳出の部分でございます。保険給付費の推移でございます。保険者が各医療機関に支払う保険者分の支払い分でございます。昨年に比べて予算73億6,653万6,000円となり減額しております。平成29年度までは、各市町村が対応しておりましたが、平成30年度より納付金という形で納める形になりました。一度納めて、県から普通交付金として全額が歳入される部分でございます。

6番は年間一人当たり医療費でございます。ここ数年は、増額となっております。総医療費は減少傾向にありますが、医療の高度化、年齢構成等により増加となっているわけでございます。一人当たり医療費は30万4,490円となっております。今後の傾向といたしましては、医療費単価が高くなってくる70代に、団塊の世代が順次達するため、被保険者の減の影響を上回る一人当たり医療費の増加が考えられるというものでございます。

続きまして、7番の国民健康保険事業費納付金でございます。平成30年度の新規

計上でございまして、県へ各市町村が納める納付金の部分でございまして。平成30年度より、都道府県が国保の財政運営の責任主体となったことから、県が各市町村の総所得、総医療費、また年齢構成等を調整し、各市町村に納付金として示してくる額でございまして。本市に示された納付金額は、30億5,669万9,000円となっております。

続きまして、8番、医療費抑制に関する事業の取り組みでございまして。まず、継続事業になりますが、生活習慣病重症化予防対策事業でございまして。この事業は県内47市町村が参加し、県が主導する事業となっております。糖尿病が重症化するリスクの高い被保険者を対象に、受診勧奨・保健指導を実施し、この取り組みによりまして人工透析への移行を防止し、医療費の増加を抑制することにつなげていくというものでございまして。

その下、ジェネリック医薬品利用差額通知委託事業でございまして。平成28年度から、市独自で実施している事業でございまして。医薬品をジェネリック医薬品に切りかえた場合、どのくらい安くなるかという自己負担額の通知を、被保険者にしてございまして。当初は国保連に委託してございまして年2回の通知でしたが、これを市独自で実施することにより、年6回の発行をしてございまして。年齢別、地域別等といった部分についても分析を行い、今後、発送していきたいと考えてございまして。

次に、特定健康診査診療情報提供委託事業でございまして。これは、かかりつけ医の医療機関において、特定健診と同等の検査をしている場合にその診療情報を県の医師会を通じて提供を受けるものでございまして。

続きまして、健康マイレージ事業でございまして。これは平成29年度より実施している埼玉県健康マイレージシステムを活用した事業でございまして。本市といたしましても、市全体で実施している事業でございましてが、国保加入の参加者に対しては、特定健診を受診すると市独自のポイントを付与するなどしてございまして。国保加入者の参加は、市全体の2割を見込んでございまして。全体では1,000人の参加を見込んでございましてので、国保加入者は200人でございまして。また、ポイントの還元といたしましては、JAの商品券や自転車等をプレゼントする予定となっております。

続きましては、平成30年度に実施させていただきます新規事業でございまして。まず、柔道整復施術診療費支給申請書点検業務委託ですけれども、接骨院などのレセプトの内容について点検を行い、治療等の疑義が生じる対象者の内容確認を調査する委託業務でございまして。既に療養給付費のレセプト点検はしてございましてが、今

後は接骨院等分についてもレセプト点検をさせていただくというものでございます。対象の抽出条件は、記載されているとおりでございます。

その下、重複投薬者及び頻回受診者への勧奨でございます。レセプトデータを抽出し、重複投薬者及び頻回受診者へ文書を送付させていただきます。また、自宅訪問を行い、状況確認なども行っていきたいと考えております。やはり、複数の病院にかかれたときに、同じ薬が出るというような問題も出ておりますので、その部分についてもしっかり勧奨していくというものでございます。また、抽出条件につきましても、記載どおりでございます。

特定健診3年連続未受診者への勧奨委託についてでございます。現行は、対象の方全員に同一内容で勧奨通知を送付しておりますが、今後は年齢別・性別ごとに異なる内容を作成し、通知を作成してまいりたいと考えております。

以上、概要について説明させていただきました。

続きまして、A4横の平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。上が歳入、下が歳出の今年度の都道府県化による予算項目でございます。昨年度に比べまして約24億743万5,000円減の106億6,185万4,000円と歳入歳出予算を試算させていただくものでございます。今回、都道府県化によりまして予算項目が減っている部分がございます。まず、歳入ですが、米印の網かけになっている部分をご覧ください。療養給付費交付金、前期高齢者交付金、1つ飛んでいただきまして共同事業交付金、この部分につきましては、県へ予算項目が移管されるため、本市としては予算がゼロとなるというものでございます。また、その下の財産収入でございますが、これは保険給付費支払基金の利子の部分の収入でございますので、廃止というものでございます。

また、歳出項目ですが、やはり米印の網かけ部分、後期高齢者支援金等から介護交付金までの4項目、これにつきましては県へ移管されるため、予算がゼロとなるというものでございます。その下、歳出に新規で計上される項目になりますが、3番の国民健康保険事業費納付金でございます。都道府県化によりまして納付金として納めていく部分でございます。2つ飛んで、基金積立金でございます。この項目は、先ほどの保険給付費支払基金の利子でございますので、ゼロになっております。

では、歳出をご覧ください。2番目の保険給付費でございます。73億6,653万6,000円となっております。平成29年度に比べて約3億4,000万円の減となっているわけでございます。この部分につきましては、先ほどお話しさせ

ていただいたように、必要な金額は県から全て交付されてくると。それが歳入の県支出金でございます。歳入は74億2,690万4,000円で、歳出と金額が違うのは、調整交付金等を含めた予算額である為でございます。

また、歳出の国民健康保険事業費納付金でございますが、30億5,669万9,000円が本市に示された納付金でございます。納付金の原資としましては、本来であれば国民健康保険税でございます。しかし、保険税の予算額は20億6,279万3,000円。保険税で不足する部分につきましては、県の支出金等の公費、法定外繰り入れで補填して、納付金を納めているというのが現状でございます。

それでは、A3横の平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算書（案）というものがございます。それについて少し説明をさせていただきます。

まず歳入の国民健康保険税でございます。平成30年度に税率改定をさせていただきますので、税率を約2.9%増と、限度額引き上げ等を試算させていただいております。方式につきましても、今年度は資産割と平等割の率を減らしております。しかしながら、賦課方式は4方式であり、税率が変わっているだけでございます。完全2方式化は平成32年度からとなります。平成30年度の調定額は、昨年と比べ約2億6,800万円減の約28億4,849万円となっております。主な減額理由といたしましては、被保険者の減少でございます。これは先ほど説明をさせていただきましたが、被保険者が予算比較で2,200人減の2万4,193人で試算させていただいております。平成30年度予算額でいいますと、昨年と比べ約1億5,100万円減の約20億6,279万円と試算させていただいております。収納率につきましては、過去3年の決算平均で試算しておりますが、今年度はそれに加え、税率改定による約1%の減額も見込ませていただいております。

続きまして、2番目の国庫支出金でございます。昨年までかかった医療費に対しまして32%の負担金が国庫補助金として交付されていましたが、都道府県化に伴い交付対象が市から県へ変更となったことにより、予算額が減額しております。平成30年度は、一番上の災害臨時特例補助金のみを1,000円の新規予算計上させていただいております。内容といたしましては、東日本大震災の税減免への国庫補助でございます。

続きまして、一番下の米印の療養給付費交付金でございます。これも平成30年度からの都道府県化に伴い、交付対象が市から県へ変更になっております。内容は、退職者医療分の交付金でございます。退職して国保に加入されてきた方の医療費が

社会保険支払基金から交付されていたものでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページ、米印の前期高齢者交付金でございます。各市町村の65歳以上の医療費の市町村間の不均衡を調整する制度でしたが、都道府県化により県へ移行しております。

その下、県支出金でございます。この部分につきましては、県が県内全体の財政運営を行っていくため、県から今までいただいていた負担金については廃止となっております。今年度から普通交付金といたしまして、先ほど歳出の保険給付費の部分で説明させていただきましたが、各市町村の保険給付費に必要な額が全額交付されてまいります。

また、もう一つ下の特別交付金といたしましては、各市町村が行っていく医療費抑制の努力によりインセンティブを持たせた部分の交付、またそのほかの公費でございます。金額でいいますと、普通交付金が約73億1,141万円、特別交付金といたしまして約1億1,548万円となっております。

続きまして、米印の共同事業交付金でございます。これも平成30年度から都道府県化に伴いまして県への変更部分でございます。平成29年度まで高額な医療費が発生した場合に、小規模な市町村では財政に与える影響が大きいことから、県内市町村が医療費実績に対し抛出し、実績に応じて交付されていた再保険的な事業でしたが移行となるというものでございます。

その下、財産収入でございますが、先ほど平成29年度の保険給付費支払基金の廃止でもお話しさせていただいた利子としてあった部分でございます。

その下、4番、繰入金でございます。一般会計繰入金についての項目でございますが、この部分については全体的な変更はございません。1番目は保険基盤安定繰入金を記載しております。

また、2番目の法定外繰り入れの部分は医療費の不足分です。昨年に比べて約3億円減の約6億5,998万円を見込んでおります。減額理由といたしましては、被保険者の減、また税率改定によるものでございます。その下の地方単独事業分では、今回こども医療へのペナルティー廃止がございましたので、前年度より360万円程度減額になりまして、地方単独事業分では約2,700万円となっているわけでございます。

続きまして、5番目の繰越金でございます。この部分についても、前年度からの繰越金という形で変更はございません。

その下、諸収入につきましても、不当利得、第三者行為等は実績に応じて今回も

試算をさせていただいております。歳入については以上でございます。

4 ページ、歳出の部分について説明をさせていただきます。1 番目の総務費についてでございます。予算項目に変更はございません。ただ、新規予算計上の部分についてお話しさせていただきますと、報償費の中に健康マイレージの賞品代を計上させていただいております。これは市全体で取り組んでいる事業ですが、国保加入者も2割程度の参加を予定しておりますので、32万円分の10分の2という形で6万4,000円を計上しております。

次に、役務費でございます。国保情報集約システムの手数料を新規計上させていただいております。金額で201万8,000円でございます。

その下、委託料で柔道整復施術療養費支給申請書点検委託料、これは先ほど説明させていただいた新規事業でございますが102万6,000円。

その下、負担金及び交付金で健康マイレージ事業の負担金が2割分で16万3,200円。うさみんの商品券代として、これも2割分で2,100円を計上させていただいているものでございます。

次に賦課徴収費でございます。委託料で、モバイルクレジット収納代行委託でございます。新規事業で5万9,000円の計上をさせていただいております。今年度から携帯電話を使ったアプリをダウンロードしていただいて、モバイルクレジットという形で納付書のバーコードを読み取ってネットバンキングから支払いができるようになるシステムの運営費でございます。

続きまして保険給付費でございます。都道府県化に伴い、保険給付費は県から県支出金の普通交付金として全額交付されてくるものでございます。昨年に比べ約3億4,000万円減の約73億6,653万円でございます。積算といたしましては、過去5年の決算平均に被保険者数の減少率等を予測し、試算させていただいております。大きな要因としては、やはり被保険者数の減が大きく響いているものでございます。

続きまして、米印の後期高齢者支援金等から介護納付金までの4つの部分でございますが、ここの部分につきましても県への移行となることから、ゼロという形になっております。

介護納付金の下、これが新たに新規計上させていただきました国民健康保険事業費納付金でございます。都道府県化になりまして納付金で納めていくという話をさせていただいておりますが、この部分になります。県は県全体に係る保険給付費をまず試算し、各市町村はその保険給付費に必要な費用額を県へ納付金として納めて

まいります。この納付金の試算でございますが、各市町村の総所得、総医療費、年齢調整等などから各市町村の納付金を算定し、提示してくる金額でございます。30億5,669万9,000円というものでございます。また、この納付金と同時に各市町村にもう一つ、納付金を納めるために必要な標準保険税率を参考に提示をしております。この標準保険税率でございますが、これに近づけることによって赤字繰入額が減っていくというようなものでございます。

続きまして、共同事業拠出金でございます。この部分につきましては、平成30年度に廃止となります。しかしながら、1つだけ、その他共同事業拠出金で4,000円を科目計上させていただいております。この部分につきましては、年金受給者リストの作成費となっております。これは国保に加入してくる際に、一般加入者か退職加入者かを国保連のほうで選別していただけるリストでございます。その作成費として残っているというものでございます。

続きまして保健事業でございます。この部分につきましては、新規計上といたしまして委託料の特定健診受診勧奨委託でございます。金額で85万1,000円。

その下、使用料で市民総合体育館ジム・スタジオ使用料として今回、36万円を新規計上させていただいております。この部分につきましては、特定健診を受けた後、生活指導となった方につきましては、健康増進センターで生活指導をしているもので、その生活指導の一環といたしまして市民総合体育館の使用料の券を差し上げて体操をしていただくものでございます。

その下、基金積立金につきましては、先ほどの保険給付費支払基金廃止のためゼロとなっております。

続きまして公債費でございます。この部分についても変更はございません。一時借入金のための利子分として予算計上してあるものでございます。

また、諸支出金も変更はございません。償還金、還付金でございます。

8番目の予備費といたしましては、今まで5,000万円の予算を組んでおりましたが、実績から平成30年度は3,000万円を財政課と調整させていただきました。2,000万円の減額でございます。

以上でございますが、大変長い説明でございましたが、平成30年度は都道府県化によりまして新しい予算科目でございます。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。大変長時間にわたりまして説明ありがとうございました。

ここで10分ぐらい休憩させていただきたいと思っております。

(午後 2時30分)

○会長 それでは、40分になりましたので、再開をさせていただきます。

(午後 2時40分)

○会長 それでは、委員の皆様方、質疑ある方につきましては挙手を願いまして、質疑を受けさせていただきます。質疑ありますでしょうか。

○委員 幾つかあるのですけれども、平成30年度の財政の厳しい中で、この年度年度の比較をすると、特に平成30年度は6.8%ぐらい。今まで4から5%の減額です。そうしますと、健康保険税の落ち込みとして、何かこの手だてはないものかと。ぐんと下がるのはわかるのですけれども、そのまま見ているだけではなくて、何か手だてはないものかという、まずそれが1つございます。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 健康保険税の関係でございます。調定額につきましては、これはやはり加入者数で決まってくるものでございます。収納率を向上させることによりまして、税額の確保をしていきたいというところもございます。一方、被保険者数の減に対する対応は難しいところもありますが、ここ数年は減少傾向でございますが、その後また若干増加していくと思われまます。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 2つ目なのですけれども、先ほど普通交付金の話が出たのですけれども、これについては市からの、こちらからの納付金が対象になると。だから、全額戻ってくるよと。ところが、もう一つ、特別交付金の対応は、例えばこの市としての取り組みで評価を上げるような何か取り組みをすれば、この特別交付金が多少でも増えるのかなと、そういうふうにするのですけれども、その辺はどうお考えなのでしょうか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 今おっしゃったとおり、普通交付金としては保険給付費の必要費用額の全額が交付される予定になっております。そのほか、特別交付金といたしましては、保険者努力支援部分だと思います。この部分につきましては、各市町村にインセンティブを持たせた事業といたしまして、特定健診の受診率の向上、またがん検診の受診、ジェネリック医薬品の利用状況の促進だとか、様々な形で評価をしてまいります。その評価によって、国からいただける交付金となっております。

保険者努力支援の部分については試算させていただいて、今回予算設定をさせていただいております。今までの実績から今回のこの保険者努力者支援制度に当てはめますと、点数でいきますと約430点、850満点中の430点で、金額で約3,800万円を予算で設定させていただいております。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 先ほど冒頭で平成30年度から都道府県化になるということで説明がありました。その中で、要は県に財政主体が移行するという事で、市町村は引き続いて同じような事務を行っていくという説明がありましたけれども、予算上では大分費用が県に行くという話です。それによって予算上は24億円ほど昨年に比べると減っているということですので、この減ったことによって当市の国保運営事業、その辺で支障が出てくるのかどうかということが1点です。

それから、県に移行されることによって、担当の事務が削減されていくのかどうか。多少、少なくなるのかなという気もするのですけれども、冒頭の説明では、そんなに変わらないのかなという話も聞いたのですけれども、その辺がどう変わっていくのか。変わっていった場合に経費なんかも減っていくのかなと思いますけれども、まずその辺についてお伺いしたいと思います。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 それでは、2つ質問をいただきました。都道府県化によりましてかなり予算項目が減っております。この部分につきましては、今まで市町村が行っていた部分については、県が運営をしていくこととなっております。予算上の移行はかなりあるのですけれども、実質の予算上の支障はございません。国からの交付金等も、県からの交付部分も、全部、県の会計に歳入される予算を組みまして、保険給付費として市に配分する形になるというのが大きなところでございます。

また、もう一つ、都道府県化による担当の事務の負担でございますが、これにつきましては、予算上、確かに予算項目は減っておりますけれども、賦課徴収また保健事業等々を市が行うことに変わりはありません。今までと変わったところはインセンティブをつけられたというところで、やはりその努力によって交付される金額が決まってくるというのが変わったところの1つでございます。以上でございます。

○会長 いかがですか。

○委員 そうしましたら、ちょっと関連というか、予算上で4ページです。4ページの一般管理費の報酬、これが徴収嘱託員報酬ということで、昨年から比べますとゼ

ロということになって、徴収委託員の廃止という表現がされています。この辺が都道府県化に関連してこういう状況にしたのか。また、ゼロにして、今まで徴収嘱託員ということで報酬を出していましたが、今までやってきた効果のほどというのはどの程度出ているのかなということ、まず1点伺いたいと思います。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 この部分につきましては、部門が収税課でございますので、収税課のほうから。

○会長 収税課長。

○市民生活部副部長兼収税課長 徴収嘱託員の廃止の関係なのですが、これについては、この場で過去の運営協議会の場でもこのあり方について協議はされていた経緯もございます。そういう過程の中で、昨年度に5名から3名に減らし、2年間の経過を経て廃止をするというような状況で進めてきたわけでございますけれども、徴収員さんの実際収入、臨宅をされて市のほうに納めていただく構成比、全体の収入に係る構成比としては、全体の0.05%程度になっております、昨年度決算で。今年度も、1月末現在でも同様の大体収入の割合ということで、訪問をしている自宅についても口座振替またはコンビニへの自主納付への勧奨等々も進めてきて、おおむね全て決着がついてきているというような状況もありまして、ここで廃止というような流れになっているというような状況でございます。

○会長 ほかにありますでしょうか。

○委員 済みません。今の関連なのですけれども、徴収嘱託員の方、現在いらっしゃる方をではなくて、新たに募集をされるのですか。

○会長 収税課長。

○市民生活部副部長兼収税課長 これは条例の廃止ですので、募集等々はなくて、この徴収員というものの自体が全てなくなると、今後も一切ないというような状況でございます。

○委員 わかりました。済みません。続いてよろしいですか。

○委員 マイレージの関係、健康マイレージですか。済みません。知識不足で、事業の中身を教えていただきたいと思うのですけれども。

○会長 事業の中身。いいですか。

○保険年金課長 健康マイレージ事業でございますが、これは市全体で取り組む事業で今実施しております。内容等につきましては健康増進センターでございますので、所長から説明をお願いしたいと思います。

○会長 健康増進センター所長。

○健康増進センター所長 健康増進センターの望月と申します。よろしくお願いたします。

こちらは県が主導して進めている事業なのですが、県民の皆さんにその歩数に応じたポイントを差し上げるという形で、通信機能のついた歩数計ですとか、あるいはスマホのアプリケーションを利用しまして、県の事務所に県民の皆様が歩いた歩数が送られていく。それをポイント化して、一定のポイントがたまると自動的に県のほうで抽選をして、県の特産品ですとか、いろいろなものが歩いた方に贈られる、そういうものが主体となる事業でございます。ですので、参加されたい方は県の事務所に申し込むという手続が必要になります。これは県と市民の方が直接やりとりをしていただく部分なのですが、この事業に富士見市も参加しております。富士見市の場合は、県で付与するポイントのほかに、今年度、新規なのですが、富士見市独自のポイントというものを差し上げて、もうちょっと皆さんにインセンティブ、楽しめるものを提供して、より歩いていただきたい。あるいは歩くだけではない健康教室ですとか、健診の受診ですとか、そういったことをやっていただくことでポイントをためていただくということを今計画しているところでございます。実績でいいますと、大体全体の25%ぐらいが国保加入者の方で、残りがそれ以外の一般の方とあと高齢者の方という今ご参加の状況です。以上でよろしいでしょうか。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 ほかにありますでしょうか。

○委員 平成29年度と仕組みの大きな違いが平成30年度はあるわけですが、先ほどの説明の中に前年度との、我々の取り組みとして、平成29年度との取り組みの違いを考えると、この新規事業が1つかなと思ったのですが、それ以外に何か大きな目標を持って取り組む計画があれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 大きな取り組みと申しますと、新規事業という形で3つが主となり、そのほかにこれから報告をさせていただきますが、データヘルス計画、また特定健診の第3次計画の中にも、様々な医療費抑制計画や分析等行う部分がございますので、これらを生かしながら医療費抑制を考えていきたいと。

○会長 よろしゅうございますか。ほかにありますでしょうか。ございませんか。

「なし」の声

○会長 ないようであれば、討論に移らせていただきます。

討論ありますでしょうか。ございませんか。

「なし」の声

○会長 なければ、討論を終了させていただきます。

それでは、諮問第2号につきまして賛成の皆様方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。よって、諮問第2号につきましては承認されました。

◎その他

○会長 それでは、続きましてその他に移らせていただきます。

委員さんの中で、その他で何かご質問等がございましたらば、よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 なければ、事務局のほうで報告事項につきましてお願いいたします。

それでは、最初に国民健康保険税多子減免制度の創設についてを事務局よりご説明を願います。

○保険年金課長 それでは、国民健康保険税多子減免制度の創設について、現状報告をさせていただきたいと思っております。平成29年度に皆様に税率改定並びに方式変更のご審議をいただいたところでございます。この改定によりまして、非常に影響の出る世帯について激変緩和制度を設けるという形で多子減免制度の創設を考えております。これにつきましては、一度皆様にもご報告をさせていただいております。内容についてはA4横の多子減免制度の創設についてご覧ください。

内容といたしましては、改定により影響の出る世帯に対しての減免制度。所得400万円以下の世帯、また所得の未申告者がいない世帯に限る。そして、子供が3人以上いる世帯の3人目の子供について、均等割を全額免除をさせていただくというものでございます。今回の改定の試算をした結果、やはり均等割が上がることによりまして、子供の多い世帯、世帯員が多い世帯に影響が出てくるということでございます。また、子育てするなら富士見市ということ掲げておりますことから、所得400万円までの子どもが3人以上いる世帯を対象に、この多子減免制度を創設させていただきたいと考えております。

前回の提案では、対象者を18歳までの、高校生以下の被保険者が3人いる世帯

という形で、18歳までを設定させていただきました。そうしますと対象世帯は110世帯で144人、減免総額は約410万円ほどでございました。しかしながら、これをまた担当課でいろいろと議論させていただきました。市長へも相談をした結果、対象者を22歳までの、大学生以下の被保険者が3人いる世帯まで拡大させていただくと。対象世帯は148世帯で189人という試算が出ております。減免総額は約540万円程度。ただ、19歳から22歳以下の扶養を控除している人が対象となっているわけでございます。このような形で多子減免制度創設を考えてさせていただきます。現状としては以上でございます。

○会長 よろしゅうございますか。いいですか。ほかに、この件につきましてご質問ありますか。ないですね。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 それでは、次に富士見市のデータヘルス計画と富士見市国民健康保険特定健康診査第3期実施計画策定につきまして報告をお願いいたします。

○保険年金課主任 保険年金課健康保険係の上村と申します。私のほうでデータヘルス計画の説明をさせていただきます。

データヘルス計画につきましては、平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略に基づき、第1期計画を平成27年度末に策定しております。この第1期計画に沿いこれまで各種保健事業を実施してきたところですが、最終年度である今年度、これまでの事業の見直し等を含めまして、第2期計画の作成を行いました。

こちらふわっぴーのイラストが表紙の冊子なのですが、この内容に関しての説明につきましては、時間の都合上割愛させていただきました。第1期計画との主な成果点及び変更をこれより3点ご説明させていただければと思います。

まず、1点目につきましては、第2章第2節、ページで申し上げますと、12、13ページになります。こちらにつきましては、前期計画の考察ということで第1期データヘルス計画に沿いまして実施した各種保健事業の棚卸しをさせていただきます。PDCAサイクルに沿いまして、これまでに行った事業につきましては、第1期計画であらかじめ設定した指標に基づき分析、効果検証していくことが求めています。効果検証を経て各種保健事業の見直し、改正を行っていくことにより、より効果的な事業実施を図っていくために本項目を説明しております。

続きまして、第2点目でございますが、第3章第2節の④、ページで申し上げますと24、25ページになります。市町村国保につきましては、高齢化及び医療高度化などを要因としまして医療費の拡大というものが課題として抱えているところ

ではございますが、医療費抑制の観点から見ますと、市としましては特定健康診査の受診率を上げていくことというのが、保険者である我々が担うものとしたしましてかなり重要なウエートを占めていると思います。ただし、この特定健診につきましては、受診率ですが、近年上げどまっており、この向上に向けた受診勧奨等の取り組みに関しましては、現在どの保険者も頭を悩ませているところだと思います。そこで、これまで行ってきた取り組みが受診率にどのような影響を及ぼしてきたのかという部分を分析しまして、より効果的に受診率を向上させていくための検証材料といたしまして本項を追加いたしました。

最後、3点目になりますが、これにつきまして第5章の事業実施、ページで申し上げますと47ページから62ページまでの事項についてでございます。前期計画であります第1期計画につきましては、策定から見直しまでの保健事業の実施期間が短かったこともありまして、事業計画及び事業実施における最終的目標値の設定につきましては、最終年度の目標値の設定だけに終始しておりましたが、第2期につきましては、実施期間が6カ年度あることもありまして、中間報告、中間評価も行う必要があるため、各年における事業の見直しができるよう計画自体の指標を大幅に変更しています。最終的な目標に向けまして各年度におきまして細かく数値設定、数値目標を設定することによりまして、事業実施と目標を細分化して実施していくこと及びPDCAサイクルにとってより効果的な事業実施をしていくことができると考えているところです。

以上、簡単でございますが、成果及び追加させていただいた項目のお話です。

○会長 ありがとうございます。

ちょっとここで見てもらってもわからない問題だね。これは後ほど、家に帰りまして一読していただいて、わからない部分がありましたら、保険年金課にお問い合わせを願えればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。ここで質問を受けても、ちょっと出てこないのではないかなと思いますので、では質問が来た場合にはそこら辺十二分ご説明してくださいね。お願いします。

○保険年金課副課長 富士見市の特定健康診査等第3期実施計画、こちらを私から説明させていただきます。第3期ということで平成30年度から35年までの計画となっております。この1つ前、平成25年から29年までの第2期のときには、先ほど上村が説明いたしましたデータヘルス計画というものがございませんでしたので、この特定健康診査等第2期実施計画の中には、富士見市の医療費の状態等が記載されており、医療費が中心なのかそれとも特定健康診査が中心なのか、そこが曖

味な計画となっております。

この3期に関しましては、データヘルス計画と同時進行というか、同じ時期に策定しましたので、この特定健康診査等という題名のとおり、特定健康診査に特化した内容に変えたところがまず1つ大きな点となっております。具体的な内容なのですけれども、ここでは、第2期のリスクの保有状況等を報告させていただいておりまして、では第3期はどのように受診率を伸ばしていくかということは、データヘルス計画に書かれておりますので、そちらの計画と同じようにやっていくというような内容に変更させていただいております。健康診査の実施計画も、先ほど会長からお話があったとおり、データヘルスと一緒に読んでいただいて、何かご質問、こういったふうに改善したほうがいいというご意見があれば、事務局のほうまでいただければと思います。

また、机の上にお配りいたしました様式の変更①、保険証と書いてあるA4横、こちらのほうを担当の上村から説明いたします。

○会長 それでは、お願いします。

○保険年金課主任 様式の変更についてご説明させていただきます。平成30年度から国保の都道府県化に伴いまして被保険者証等の様式が変更となります。変更になる主なものにつきましては、別紙でお配りいたしました①から⑥まで新旧対照表をご参照いただければと思います。

まず①、被保険者証につきましては、現行資格取得年月日となっている左側の部分が適用開始年月日という形に変更となります。

②から⑥の高齢受給者証などの様式につきましては、有効期限の項目の表記が欄外から欄外上部に、交付年月日の上に配置が変わってきます。こちらにつきましては、30年4月から運用が開始されますが、富士見市といたしましては、更新時に様式変更を実施する予定です。そのため、被保険者証につきましては30年9月、高齢受給者証などそれ以外の書類につきましては30年7月発行分から新様式へと切りかえとなっていく予定でございます。切りかえ時期の前後につきましては、新旧の被保険者証などが混在してしまう可能性もありますが、有効期限内であれば使用可能でございますので、報告とさせていただきます。以上です。

○会長 ありがとうございます。

保険証の様式が変わるよというご説明でございます。よろしくお取り扱いをお願いいたします。

◎会議録の確認

○会長 それでは、全ての議題、またその他の報告も終わりました。それでは、ここで会議録の確認をさせていただきます。後日会議録がまとまり次第、黒田委員と池内委員に署名をお願いいたしますので、よろしくをお願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしましたので、閉会の言葉を会長代理の吉野委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○会長代理 皆様、長時間にわたりましての慎重審議をいただき、ありがとうございました。

平成30年度から新しい制度、国保の都道府県化になります。そういう意味では、今の厳しい国保の現状が少しでも改善されることを願うばかりでございますが、そのためには皆様方の今後のご協力もまたぜひよろしくお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○会長 どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後 3時00分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。